

2026年度 離職者向け就業体験事業実施要領

(通則)

- 1 離職者向け就業体験事業（以下、「就業体験事業」という。）の実施については、この要領に定めるところによる。

(趣旨・目的)

- 2 令和6年能登半島地震の影響は残るものの、県内の人手不足の状況は継続している状況の中、求人倍率の高い未経験職種に挑戦する離職者等が、就業体験事業に参加することで、離職者、企業双方のミスマッチを解消した上で、就職・定着することを目的に実施する。

(定義)

- 3 (1) 離職者等とは、非正規雇用（有期契約、短時間、派遣正社員待遇を受けていない無期雇用）の労働者、長期の無業者をいう。
(2) 正社員とは、次のいずれにも該当する者をいう。
 - ① 期間の定めのある労働契約を締結する労働者でないこと。
 - ② 派遣労働者でないこと。
 - ③ 1週間の所定労働時間が同一の事業所に雇用される通常の労働者の1週間の所定労働時間と同一のものとして雇用される労働者であること。
 - ④ 労働協約又は就業規則その他これに準ずるものに定めるところにより設けられた通常の労働者と同一の賃金制度が適用されている労働者であること。(3) 就業体験プログラムとは、正社員として再就職（6か月程度経過後を含む）することを目的に、求職活動の一環として、1日から1週間（5日）までの、企業内での就業体験のプログラムをさす。
(4) 職業紹介事業者とは、職業安定法に規定する、届出や許可を受けた、無料職業紹介事業者及び有料職業紹介事業者をいう。

(支援対象者)

- 4 (1) 支援対象者は次の①から⑤のいずれにも該当し、かつ、⑥または⑦に該当する者とする。
 - ① 正社員での就職（6か月経過後を含む）を希望する者
 - ② 就業体験実施年度に、高等学校、大学、短期大学、高等専門学校、及び、専修学校に在籍する、新卒予定でない者
 - ③ 就労経験のない職業（厚生労働省編職業分類表の小分類をいう）に就くこと、または、正社員として従事した経験のない職業に就くことを希望する者
 - ④ 就業体験を行う企業（または同一職種）への応募（検討を含む）する者
 - ⑤ 就業体験を行う企業から採用内定を受けていない者
 - ⑥ 離職者等である者
 - ⑦ ⑥以外の者であって、特に就職に向けた支援が必要であると認める者なお、「特に就職に向けた支援が必要であると認める者」とは、新型コロナウイルス感染症等の影響を受け、離職予定である方などを想定しているが、疑義

がある場合は、機構と協議すること。

(委託内容等)

5 (1) 職業紹介事業者に委託する、就業体験事業の内容は以下のとおりとする。

- ① 就業体験実施にあたっての事前調整（求職者及び企業の希望、日程等）
- ② 就業体験プログラムの作成及び実施（傷害保険の加入を含む）
- ③ 就業体験実施後の状況確認、求職者及び企業へのアンケートの実施

(2) (1) ②の就業体験プログラム内容は、以下のとおりとする。

- ① 企業見学（企業担当者等からの案内を含む）
- ② 企業担当者等からの仕事内容の説明、質疑応答
- ③ 仕事体験（体験内容に応じて、傷害保険に加入すること。）
- ④ 社員との意見交換（集合形式、巡回形式、WEB形式を問わない）
- ⑤ ロールプレイング
- ⑥ その他、応募または就職に資すると考えられるもの

(3) 就業体験期間は、1人につき1日から5日間までとする。

なお、プログラムの時間は、2時間以上とし、かつ、5(2)③～⑤のいずれかの内容を含めなければならない。

また、2日以上実施する場合は、5(2)③を含めなければならない。

(4) 就業体験プログラムの作成にあたっては、支援対象者及び受入企業の希望等を十分確認すること。

(5) 傷害保険の加入の判断の要否については、体験内容から通常想定される範囲で決定することとするが、必要に応じて、機構と協議すること。

例えば、事務職の体験であれば、通常必要ないと判断されるが、運搬などの持ち運びのある作業や、工場内での作業等については、加入を原則とする。

(実施件数及び実施期間)

6 (1) 事業実施件数の目安は、50件程度とする。

ただし、受託事業者が複数の場合、各実施件数を調整する。

(2) 事業の実施期間は、契約締結日～令和9年3月31日までとする。

なお、予算の上限に達した場合、実施期間の途中でも年度内の事業を終了する。

(提出及び提出期日)

7 (1) 委託を受けた職業紹介事業者は、就業体験プログラム終了後に以下の内容を記した、就業体験事業完了報告書を提出すること。

- ① 支援対象者名
- ② 受入企業
- ③ 体験する職種
- ④ 体験内容
- ⑤ 支援対象要件確認
- ⑥ 就業体験期間
- ⑦ 就業体験プログラム提供者
- ⑧ 実施確認票兼アンケート（支援対象者及び受入企業）

(2) 提出期日は、令和9年3月31日とする。

(定例報告)

8 (1) 委託を受けた職業紹介事業者は、月末までの以下の状況を翌月10日までに報告するものとする。

- ① 事業の進捗状況（提供人数及び日数）
- ② 支援対象者の就職状況
- ③ 正社員就職後、1年後の在籍状況

(その他)

9 (1) 実施要領に疑義が生じたとき、又は実施要領に定めのない事項については、その都度、機構と協議して定めること。